

会計検査院法の一部を改正する法律案要綱

一 検査官の任命資格の整備

検査官の任命資格を「人格が高潔であり、検査官会議の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は会計に関して優れた識見を有する者であって、かつ、第二十二条の規定により検査を受けるものの地位（検査官の職を除く。）に就いたことがある者（その職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。）以外の者」であることとし、これに伴う規定の整備を行うものとする。

（第四条第一項及び第二項関係）

二 検査官の定年の引上げ

検査官の定年を満六十五歳から満七十歳に引き上げるものとする。 （第五条第三項関係）

三 実地の検査をした事項及びその検査の結果の検査報告への掲記

会計検査院は、実地の検査をした事項及びその検査の結果を検査報告に掲記しなければならないものとする。

（第二十九条第四号の二関係）

四 不当事項への対処に関する検査

- 1 会計検査院は、不当事項の是正、不当事項に係る不正な行為をした者の責任の追及その他の不当事項への対処に関し、その状況の検査を行うものとする。
- 2 1の検査を受けるものは、会計検査院規則で定めるところにより、次に掲げる事項を会計検査院に報告しなければならないものとする。
 - ① 不当事項を是正するための措置の内容及び不当事項の是正に関する状況
 - ② 懲戒の処分その他の不当事項に係る不正な行為をした者の責任を追及するための措置の内容及びその実施に関する状況
 - ③ その他1の検査を行うために必要があるものとして会計検査院規則で定める事項
- 3 会計検査院は、1の検査の結果を検査報告に掲記しなければならないものとする。

(第二十九条第四号の三、第三十条の四及び第三十条の五関係)

五 意見を表示し又は処置を要求した事項への対処に関する検査

- 1 第三十四条第一項の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項への対処に関する検査についても、四と同様の仕組みに整備するものとする。

(第二十九条第七号並びに第三十四条第二項及び第三項関係)

- 2 第三十六条第一項の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項への対処に関する検査についても、四と同様の仕組みに整備するものとする。

(第二十九条第八号並びに第三十六条第二項及び第三項関係)

六 懲戒の処分を要求することができる場合の拡大

会計検査院が国の会計事務を処理する職員に係る懲戒の処分を要求することができる場合の当該職員に係る主観的要件を「故意又は重大な過失」から「故意又は過失」に改めるものとする。

(第三十一条関係)

七 会計検査院に対する違法又は不当な事実の申出による措置の要請

何人も、次に掲げる会計経理に関し、法令に違反する事実又は不当な事実があると認めるときは、会計検査院に対し、その事実を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができるものとする。

- ① 会計検査院の検査を受ける会計経理
- ② 第二十三条第一項各号に掲げる会計経理（①に該当するものを除く。）

(第三十七条の二関係)

八 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

2 所要の経過措置を設けるものとする。

(附則第二条関係)

3 その他所要の規定の整理を行うものとする。